

厚生労働省との意見交換に係る質問事項

■保育所における自園調理について

1. 保育所における自園調理については、平成 10 年 2 月 18 日付けで「保育所における調理業務の委託について」（児発第 86 号通知）が発出されていたが、本年 4 月に児童福祉施設最低基準（省令）を改正し、原則、給食の外部搬入方式を認められないこととした理由如何。

（答）

従来、児童福祉施設最低基準では、「調理室の設置」及び「調理員の設置」が義務付けられていることから、施設における給食については外部搬入方式を採用することは認められないと解釈され、実際にそのように運営してきたところ。

近年の食事の提供方法の多様化を踏まえ、従来の解釈を明確化するため、児童福祉施設最低基準を改正したところ。

2. 上記 1. の省令改正を受け、貴省が本年 7 月に実施された「保育所における給食の外部搬入に係る実態調査」の調査対象・内容及び結果をご教示願いたい。

（答）

現在、保育所における給食の外部搬入は、

① 当該保育所が、幼稚園、保育所双方として認可を受けた認定こども園が 3 歳以上の児童のみを対象として実施する場合、

② 構造改革特別区域として外部搬入の実施が認められている場合（公立のみ）

に限り、認められている。調査対象はこれらの場合を除く全ての保育所であり、調査内容は外部搬入を開始した時期、指導監督等での対応状況等である。

結果については、別紙を参照されたい。

3. 上記 1. の省令改正を受け、従来、給食の外部搬入方式を採用していた保育所では食事の提供が行えなくなり、運営に支障を来しているとの声がある。こうした保育所の実態を把握されているか。また、この点についての貴省の見解如何。

(答)

外部搬入に係る実態調査は別紙のとおりである。

保育所の運営に当たっては最低基準の遵守は不可欠であることから、特区の認定等なく、給食の外部搬入を行っている保育所に対しては、子どもへの負担に十分配慮しつつ、都道府県等が適切な指導等を行うようお願いしているところである。

4. 特区制度における特例措置「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」(特例番号920)の認定を受けている公立保育所数をご教示願いたい。また、当該特例措置が、公立保育所に限定されている理由如何。

(答)

「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の認定件数については、389施設である。

また、給食の外部搬入については、対象範囲を限定して実験的に行うこととし、

- ① 公立保育所が、私立保育所に比べて運営コストがかかるという指摘があり、その公立保育所の運営合理化を図るという観点や、
- ② 既に自治体が給食のセンターを経営している場合が多く、給食の外部搬入を行いやすい環境にあること

などから、公立保育所に対象を限定して特区を認めたものである。

5. 上記4.の特例措置の全国展開について、平成19年度の評価・調査委員会及び医療・福祉・労働部会における評価意見等により「平成20年度に評価等を行う」とされたが、給食の外部搬入による効果と、全国展開を行うに当たり、貴省がお考えの「生じると想定される弊害」についてご説明願いたい。

(答)

給食の外部搬入の効果としては、一般的には保育所の運営の合理化などが考えられるが、個々の保育所における実情に応じて得られる効果は異なるため、一概には言えない。

また、給食の外部搬入に係る弊害としては、一人ひとりの月齢・年齢・発育状態・

日々の体調などに応じたきめ細やかな対応や、食物アレルギー児に対する給食に関するきめ細やかな対応が行われにくいなどが挙げられるが、詳細については現在、弊害調査を実施しているところである。

6. 調理室の必置基準や自園調理に関連し、現在、特例として認められているもの（特区認定を受けている保育所を除く）として、以下の内容につきご確認願いたい。また、これら以外にも特例があれば、すべてご教示願いたい。
- 調理業務の全部を委託する施設では、調理員の配置は不要。
 - 分園方式の保育所では、中心保育所に調理室があり、調理員があれば、調理室の設置及び調理員の配置は不要。
 - 幼稚園や学校の余裕教室を使って保育所を整備する場合には、園・学校の給食設備の共用が可能。
 - 認定こども園では、幼保連携型であれば、公立・私立ともに、満3歳以上の子どもには給食の外部搬入が可能。（認定こども園の幼稚園型の保育所機能部分及び地方裁量型では、公私の区別、児童の年齢にかかわらず、給食の外部搬入は認められていないと理解してよろしいか。）

（答）

4 つめの○については、認定こども園の幼稚園型及び地方裁量型では、公私の区別に関わらず、3歳以上の児童について給食の外部搬入が認められている。これ以外の部分については、貴見のとおり。

《参考》

- 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

（児童福祉施設最低基準第33条第1項）

- 中心保育所と分園のいずれもが、児童福祉最低基準第33条に規定する職員を配置することとするが、嘱託医及び調理員については、中心保育所に配置されていることから分園には置かないことができることとする。分園においても入所児童の安全を確保する観点から常時2名以上の保育士を配置することとする。

○ 待機児童解消等のために、地域において、学校の余裕教室を活用して保育所の整備を行う必要がある場合など、特段の必要性がある場合、学校の給食施設について、保育所と合築し、併設し、又は同一敷地内にあれば、次の留意事項を満たす限り保育所の調理室と学校の給食施設を共用することができる。

- ① 離乳食、幼児食やアレルギー食等への対応が可能である設備・体制を整えること。
- ② 入所児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができること。
- ③ 学校給食との円滑な実施に影響を与えないよう教育委員会と密接に連携し実施すること。

(「保育所の調理室と学校の給食施設の共用化について」)

○ 認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。)第6条第2項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)である幼保連携施設(就学前保育等推進法第3条第2項に規定する幼保連携施設をいう。以下同じ。)を構成する保育所であつて、次の各号に掲げる基準を満たすものは、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該幼保連携施設外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

- 一 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- 二 当該幼保連携施設又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- 三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

四 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(児童福祉施設最低基準第 32 条の 2)

幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあつては、次の 1 から 5 までに掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定こども園の満三歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

- 1 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面や栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。
- 2 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- 3 受託業者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- 4 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与など、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- 5 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育・発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 1 項第四号及び同条第 2 項第 3 号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準)

以上

保育所における給食の外部搬入に係る実態調査結果
(平成20年7月1日現在)

No.	都道府県名	外部搬入している				
			指導中	特区申請を 検討中	認定こども園 認定申請を 検討中	その他
1	北海道	1	1			
2	岩手県	5	5			
3	茨城県	7	1	6		
4	栃木県	11	11			
5	群馬県	4	1			3
6	埼玉県	1	1			
7	千葉県	15	15			
8	石川県	6		6		
9	福井県	1	1			
10	山梨県	16	4	12		
11	岐阜県	65	31	34		
12	静岡県	7	3			4
13	愛知県	18	1			17
14	三重県	22		16		6
15	滋賀県	39	39			
16	大阪府	25	24		1	
17	兵庫県	15				15
18	奈良県	2	2			
19	鳥取県	1	1			
20	広島県	34	27		2	5
21	山口県	1				1
22	徳島県	3				3
23	高知県	3	3			
24	福岡県	4	4			
25	鹿児島県	5				5
計		311	175	74	3	59

- 「外部搬入している」のうち、「その他」には、自園調理に戻す、今後対応を検討、長期間外部搬入を実施しているため指導していない等の回答があった。